

第 50 条

第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立時理事に限っては、正会員以外から選任することができる。

平成 20 年 12 月 1 日

一般社団法人兵庫県損害保険代理業協会設立のため、この定款を作成し、第 48 条における設立時社員（正会員）7 人が記名押印した。

平成 20 年 12 月 1 日

嘱託人である本定款の記名者全員の代理人（司法書士）（会員配布用定款においては氏名不記載）は公証人の前で、嘱託人全員が本定款に設立時社員としてなした各自の記名捺印をそれぞれ自認する、と述べ、公証人はこれをもって本定款を認証した。

認証の日付、認証人の氏名及び認証の地

平成 20 年 12 月 1 日

神戸地方法務局所属公証人（会員配布用定款においては氏名不記載）

神戸市中央区江戸町 95 番地 神戸地方法務局 該公証人役場にて

（登簿平成 20 年第 577 号）

認証済み定款（本証）は事務局において厳重に保管する。